

町会・自治会地域活性化事業補助金 共通変更点及び注意事項

申請の準備を始める前に、

！ 以下にご注意ください ！

昨年度からの主な変更点

	変更前	変更後
領収書のポイント付与について	ポイントが付与されている領収書全額対象外	ポイントを差し引いた金額を補助対象とする (1ポイント1円換算)
イベント保険について	役員のみを対象とするイベント保険は対象外	役員のみを対象とするイベント保険も対象 (当日のみの金額)
送料について	送料対象外	送料も対象とする。
写真について	当日物品を使用していることがわかる写真	当日物品を使用していることがわかる写真または、準備段階(購入時)での写真や使用前にまとめて撮影したものでも可(防犯啓発グッズの写真は配布している写真が必要)

- 補助対象経費の支払い時に、ポイントが付与されるものを使用した場合は、ポイントを差し引いた金額を補助額とします。(1ポイント1円換算)
- 役員のみを対象とするイベント保険を対象とします。(当日のみの金額)
- 対象経費の写真は、当日物品を使用している写真または、準備段階での写真や使用前にまとめて撮影したもののもでも可とします。
ただし、防犯啓発グッズに関しては、イベント内で配布している写真も必ず撮影し、提出してください。
- 物品購入時等の送料も補助対象とします。

注意事項

- 領収書のあて名は必ず町会・自治会名にしてください
- 周知資料(チラシ、ポスター等)の主催は、町会・自治会名を記載してください。(青年部、こども会、実行委員会を対象外となります。)